

1. 離婚前後の相談

専門の相談員が養育費に関する相談や情報提供などを行っています。

熊本市にお住まいの、相談を希望される方であれば、どなたでも利用できます。（離婚前後・未婚を問いません。）利用料は無料です。

【相談窓口】

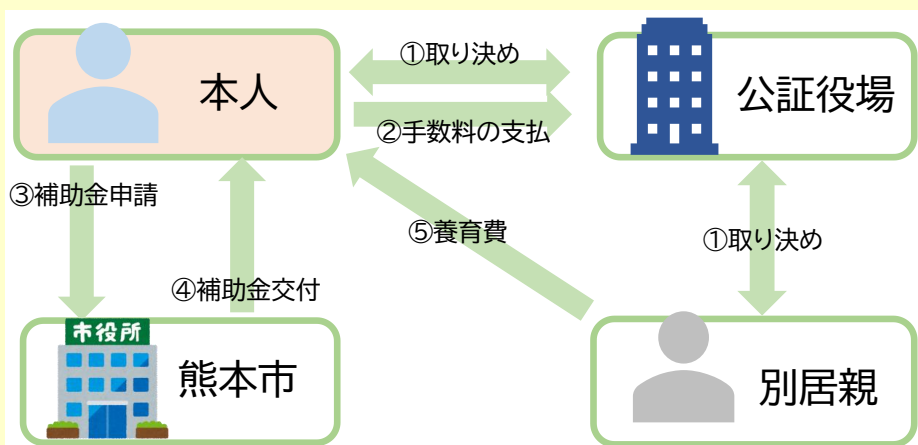
・東区役所 保健こども課（養育費専門相談員） … ☎ 096-367-9130

※月曜から金曜：9:30～16:00（祝日、年末年始除く）

・母子家庭等就業・自立支援センター … ☎ 096-331-6737

※火曜から金曜：9:00～19:00、土曜・日曜：9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

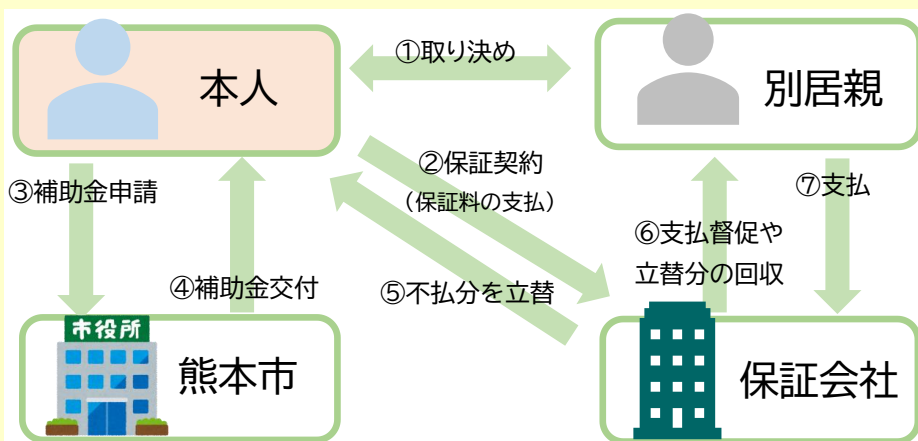
2. 文書での取り決め支援（上限5万円）



公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した費用を市が助成します。→詳細は裏面を！



3. 養育費保証契約支援（上限5万円）



文書による取り決めをしても受け取れない場合、保証会社が支払督促や養育費の立替をし、確保できる場合があります。

保証会社との契約締結時に必要な保証料を市が助成します。→詳細は裏面を！

【申請、問い合わせ窓口】 ※事前予約必須

・東区役所 保健こども課（養育費専門相談員） … ☎ 096-367-9130

※月曜から金曜：9:30～16:00（祝日、年末年始除く）

・母子父子相談室 … ☎ 096-372-1228

※火曜から日曜：9:30～16:00（月曜が祝日の場合の火曜、祝日、年末年始除く）

文書での取り決め支援（公正証書作成等支援事業補助金） 上限5万円

【対象者】

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ② 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を扶養していること
- ③ 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
- ④ 過去にこの補助金を交付されていないこと
- ⑤ 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと
（暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと）

【対象となる経費】

公正証書や調停調書の作成等に要した費用（手数料等）※上限5万円、1人1回限り

【申請期限】

取り決めをした日から6か月以内

養育費保証契約支援（保証支援事業補助金） 上限5万円

【対象者】

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ② 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を扶養していること
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ④ 過去にこの補助金を交付されていないこと
- ⑤ 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと
（暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと）

【対象となる経費】

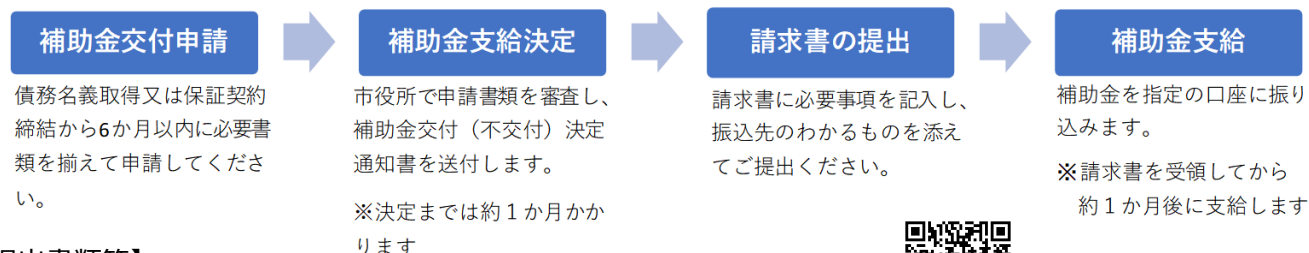
保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった保証料※上限5万円、1人1回限り

【申請期限】

契約締結をした日から6か月以内

その他

【申請から給付までの手順】



【提出書類等】

詳しくは表面に記載の窓口にお尋ねいただくか市のホームページでご確認ください。

